

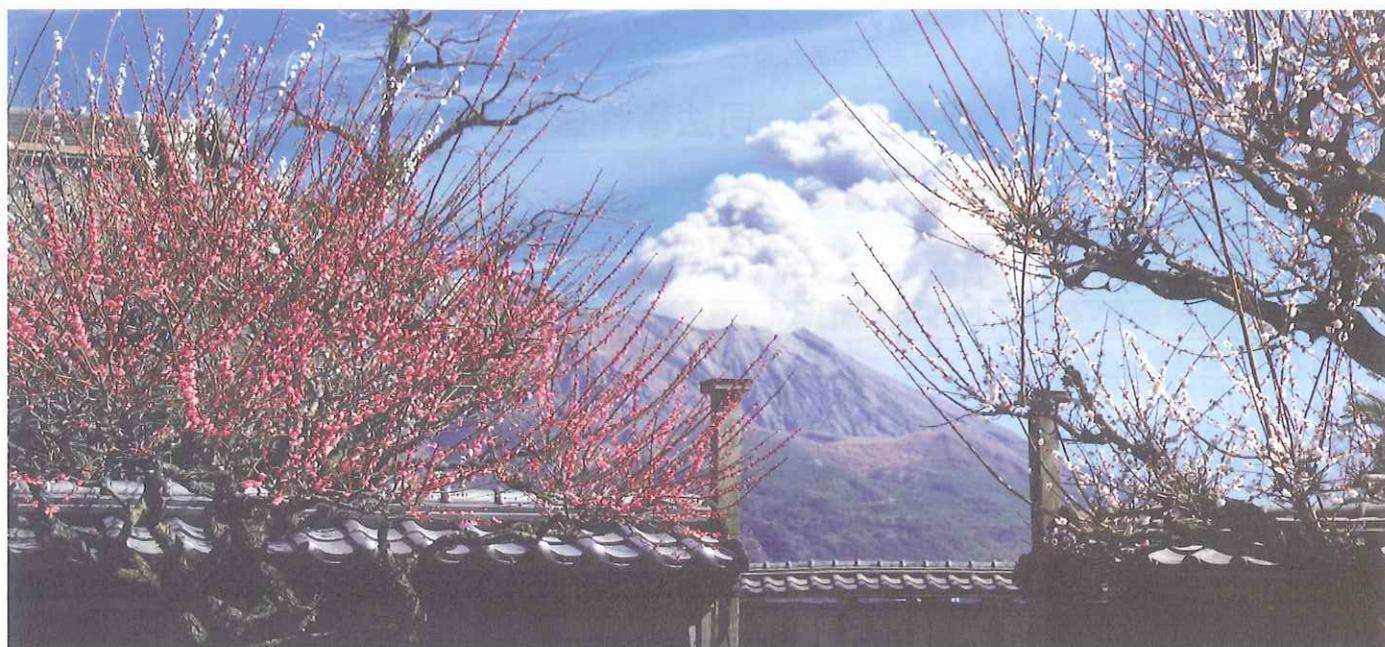
# 鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2015年（平成27年）February 2月号

## 平成26年司法事件送検状況



名勝 仙巖園（磯庭園）から桜島を望む【鹿児島市】（写真提供者：村山 隆 氏）

### 目次 CONTENTS

さくらじま…………… 1  
 平成26年司法事件送検状況…………… 2  
 「医療分野の雇用の質の向上のための研修会」の開催について… 2  
 使用者による障害者虐待防止について…………… 3  
 鹿児島県の最低賃金の周知について…………… 4  
 鹿児島県の最低賃金…………… 5  
 災害に学ぶ ～化学物質に対するリスクアセスメント～… 6  
 平成26年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」  
 ～鹿児島県から1名が受賞～…………… 7  
 平成26年業種別死傷災害発生状況（12月末）…………… 7

平成27年度均等・両立推進企業表彰について…………… 8～9  
 「ヘルサポートセンター鹿児島」の完成に感謝し感謝状を贈呈… 10  
 うわさの健康情報 シリーズ「睡眠を考える」…………… 11  
 講師との連絡会議及び研修会を開催しました…………… 12  
 研究事例を発表 ～がん検診技師会研修～…………… 12  
 巡回検診車を配備しました…………… 13  
 安全衛生活動に活かす本の紹介…………… 13  
 平成26年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内…………… 14  
 「現場力強化のためのライン管理者コーチングセミナー」のご案内… 15  
 平成27年3月の講習開催のご案内…………… 16

### さくらじま

正月に年末ジャンボの当選結果を確認した。今回も10枚買えばもれなく当たる末等だけで、「宝くじ」を買ったつもりが、またまた「多空くじ」を買っていた。億万長者を夢見て、ジャンボやLOT06、LOT07を購入し、1,000円などはたまに当たるが、高額当選は当たらない。それでも、宝くじの当選により年間数百人は億万長者になるというから、いつの日かその運が自分に舞い降りると信じた。一方で、高額当選の宝くじを有効期限内に交換しない人もいたというのだから、もったいない話だ。

さて、今シーズンは、例年より早くインフルエンザの流行が始まったという。流行当初にテレビを見ていたら、インフ

ルエンザの予防として、注射によるワクチン接種が一般的であるが、鼻の穴にワクチンをスプレーする「フルミスト」という新しいタイプの予防があるという。インフルエンザの侵入経路の鼻粘膜に直接免疫を作り、従来の予防接種の注射のように痛くなく、また、発病予防効果が期待でき、さらに、ワクチンの効果持続期間も長いという。

しかし、良いことづくめではない。現在、日本では非承認であることから、副作用が出たとしても国の補償対象にはならない。また、接種対象者が2歳～49歳となっていることなど、メリット・デメリットを良く考慮する必要があるという。

もう少し続くインフルエンザ流行期間、手洗い、うがいの実施などにより、今シーズンも罹患することなく乗り切りたい。

# 平成26年 司法事件送検状況

鹿児島労働局監督課

平成26年は、10件の事件を鹿児島地方検察庁に送検しました。

法令別の送検件数は、賃金不払い等の労働基準法等違反事件が4件、労働災害の発生等を端緒とする労働安全衛生法違反が6件で、昨年よりも1件増加しています。

内容別にみると、労働基準法等違反事件については「賃金不払い」、労働安全衛生法違反事件については「労災かくし」、「墜落・転落等の危険防止義務違反」、「特別教育の未実施」となっています。業種別では、建設業が4件で最も多く、次いで製造業、商業となっています。

捜査を開始する端緒については、労働基準法等違反事件では4件中2件が告訴によるものであり、労働安全衛生法違反事件については、死亡災害等の重大な事故を端緒としています。また、証拠隠滅等のおそれのある場合

は、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押等の強制捜査も実施しています。

鹿児島労働局では、今後とも行政指導としての是正勧告等に併せ、法違反の是正を行わない悪質な企業や、法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、引き続き司法警察権限を積極的に行使し、厳正に対処していきます。

特に、近年は若者の「使い捨て」が疑われる企業が社会的な問題となっていることから、引き続き長時間労働・過重労働、賃金不払い残業が疑われる事業場に対する積極的な監督指導を実施するとともに、悪質な事案については、労働基準関係法令違反被疑事件として送検処理を行うこととしています。

## 平成26年 司法事件送検一覧

番号	業種	事件の概要	送検署	送検年月日
1	建築工事業	労災かくし	名 瀬 署	H26.3.14
2	木材伐出業	チェーンソー特別教育の未実施	加 治 木 署	H26.3.20
3	教育研究業	賃金不払い	鹿 児 島 署	H26.3.27
4	建築工事業	スレート等踏み抜きによる墜落	鹿 児 島 署	H26.3.27
5	食料品製造業	ホッパーへの転落	鹿 児 島 署	H26.7.1
6	食料品製造業	賃金不払い	加 治 木 署	H26.7.3
7	土木工事業	労災かくし	名 瀬 署	H26.8.1
8	各種商品小売業	割増賃金不払い等	川 内 署	H26.8.15
9	その他の小売業	賃金不払い	鹿 児 島 署	H26.8.18
10	土木工事業	労災かくし	鹿 児 島 署	H26.12.3

## 「医療分野の雇用の質の向上のための研修会」の開催について

鹿児島労働局では、医療従事者の勤務環境改善に係る取組を行う医療機関に対する支援を効果的に実施するため、本年度から「医療労務管理相談コーナー事業」を鹿児島県社会保険労務士会に委託して、医療機関等に対する個別支援、相談対応等を行っています。

この事業を通して医療機関等から収集した事例等を基に「医療分野の雇用の質の向上のための研修会」を下記により開催することに致しました。

研修会のプログラムは、以下のとおりですので、是非、ご参加下さい。

なお、会場の関係から定員は200名を予定しておりますので、参加希望者が予定数に達した場合には参加申込みをお断りする場合がありますことをご承知おきください。

また、会場の駐車台数に制限がありますので、当日来場される際は出来るだけ、公共交通機関等を利用していただきますようお願いいたします。

### 記

- |   |     |                                |
|---|-----|--------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成27年2月7日（土）13時30分～16時30分      |
| 2 | 場 所 | 鹿児島県歴史資料センター黎明館講堂（鹿児島市城山町7番2号） |
| 3 | 内 容 | 医療機関における労務管理及びメンタルヘルス対策等       |

※ 研修会の詳細は、当局ホームページのバナー（医療分野の「雇用の質」向上のための取組）をご覧ください。

## 使用者による障害者虐待防止について

鹿児島労働局企画室

**問** テレビで障害者虐待の状況について報じられていましたが、どのような行為が該当するのでしょうか。

**答** 平成24年10月1日に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法律」という。）が施行されましたが、昨年11月に厚生労働省が発表した「平成25年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」によると、昨年度、全国の1,742市区町村及び47都道府県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、628件に上っています。

法律において「障害者」は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義され、障害者手帳を取得していない場合も含まれることに留意が必要です。

法律では、障害者虐待を「養護者によるもの」及び「障害者福祉施設従事者等によるもの」、「使用者によるもの」の三つに分類して、それぞれに対しての防止等を規定しています。

このうち、「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義され、事業主のために行為する者としては、工場長、労務管理者、人事担当者などが該当します。

法律によって、虐待の発見者は、市町村や都道府県に通報する義務があり、虐待を受けた障害者は届出をすることができると定められています。労働局では、使用者による障害者虐待の発生について、各種窓口での相談等で把握し、あるいは都道府県からの通報を受けた時には、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法などを所管する局内の各部署、労働基準監督署及びハローワークの職員が虐待の有無などを調査し、法違反等が認められれば、是正指導等を行うことになっています。

また、法律では、労働者が通報や届出をしたことを理由に、解雇等不利益な取扱いをしてはならないことが定められています。

法律において、使用者による障害者虐待は、次の①から⑤のいずれかに該当する行為とされています。なお、該当する行為は、ここに記載している「内容・具体例」だけに限定されるものではありませんのでご注意ください。

### ①身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

（内容・具体例）

- ・殴る、蹴る、突き落とす、たたく、つねる、たばこを押しつける、熱湯をかける、打撲させる、物を投げつけること。
- ・ナイフ、竹刀などを振り回す、体に突きつける、熱湯を飲ませる、異物（消しゴムなど）を食べさせること。
- ・首を絞める、溺れさせること。
- ・適切な装備、休憩を与えずに、著しく寒冷、暑熱等の場所、危険・有害な場所での作業を強いること。
- ・縄で縛る、手錠をかける、事務所や冷蔵庫等に閉じ込める、見張りをおくこと。
- ・暴行、監禁、身体拘束等による労働の強制を行うこと。

### ②性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

（内容・具体例）

- ・性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆をすること。
- ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話すること。

- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るように強いること。
- ・裸の写真やビデオを撮ること。
- ・性的な事実関係を尋ねる、性的な内容の情報を意図的に流布すること。
- ・必要なく身体に触る、わいせつな図画を配布すること。

### ③心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（内容・具体例）

- ・言葉や行動（机を叩く、椅子を蹴る等）による脅かし、脅迫等を行うこと。
- ・人格を無視し、著しく怒鳴る、ののしる、悪口等を言うこと。
- ・心を傷つけることを繰り返すこと。
- ・拒絶的な対応を示すこと、仲間はずし。
- ・業務の適正な範囲を超えて反省文の作成を強要すること。
- ・会社の事業目的に照らし、本来業務以外の不必要な業務を行わせること。
- ・他の労働者と差別的な扱いをすること。
- ・脅迫等により労働を強制させること。

### ④放置等による虐待

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による障害者に対する①身体的虐待、②性的虐待及び③心理的虐待の行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

（内容・具体例）

- ・住み込みで食事を与えることになっているにも関わらず食事を一切与えないこと。
- ・仕事を与えず、ずっと椅子に座らせる等放置すること。
- ・放置することで健康・安全への配慮を怠ること。
- ・意図的に無視すること。
- ・他の労働者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待行為の放置。

### ⑤経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

（内容・具体例）

- ・障害者であることを理由に、賃金・休業手当・割増賃金・賞与・退職金・解雇予告手当・年次有給休暇を取得した日の賃金等を支払わないこと（一部不払いを含む。）
- ・障害者であることを理由に、最低賃金額（都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている場合については、減額後の最低賃金額。）未満の賃金支払いを行うこと。
- ・障害者であることを理由に、強制預金、貯蓄金又は退職時の金品の返還を行わないこと。
- ・年金、預金等の財産を本人の意思や利益に反して使用すること。
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないこと。
- ・高額な商品を売りつける等、不当に財産上の利益を得ること。

虐待が発生している場合、虐待をしている人や虐待を受けている人に自覚があるとは限らないことにも注意が必要です。使用者が「指導・しつけ・教育」の名の下に虐待行為を続けている場合や、障害者が自らの障害の特性から自分が受けている行為を虐待だと認識していない場合もあります。虐待が長期間にわたる場合には、障害者自身が無力感から諦めてしまっていることもあります。

法律では、障害者虐待の防止のための措置として、労働者に対する研修の実施や、障害者及びその家族からの苦情処理体制の整備等が定められています。

障害者虐待を防止するためには、事業主のみならず、国民一人一人がその責務を果たすことが重要であり、ご理解、ご協力をお願いします。

本件に関する問い合わせは、鹿児島労働局企画室（電話番号099-223-8239）まで。

# 鹿児島県の最低賃金の周知について（お知らせ）

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成26年12月26日付け鹿児島労働局長より当会長あて下記のとおり鹿児島県の最低賃金の周知について協力依頼がありましたのでお知らせ致します。

最低賃金法では、「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上に賃金を支払わなければならない。」と規定されていますので、従業員の賃金を再確認するなど最低賃金を下回らないようお願い致します。

なお、法令違反となった場合、罰則規定が適用され送検される事例がありますので申し添えます。

各関係団体の長 殿

平成26年12月26日

鹿児島労働局長

## 鹿児島県の最低賃金の周知について（協力依頼）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、鹿児島県の地域別最低賃金の改正決定については、平成26年10月7日付け鹿労発基1007第3号にて既にお知らせしましたが、今般、鹿児島県の特定（産業別）最低賃金につきましても改正決定し、当局におきましては、現在、改正される最低賃金額を広く県民に周知するための広報活動に取り組んでおります。

つきましては、鹿児島県の最低賃金に関するリーフレットを送付いたしますので、このリーフレットの配置につきまして格別のご配慮を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

※リーフレットは本誌5ページに掲載しています。

## 最低賃金って・・・？

- 働くすべての人が対象！
- 都道府県ごとに決められていて、毎年改定！
- 最低賃金未満の労働契約は無効！
- 地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！
- 賃金が、最低賃金額以上になっているか確認してみよう！



# 《鹿児島県の最低賃金》

## 必ずチェック 最低賃金！

### 使用者も労働者も



#### 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
<b>鹿児島県 最低賃金</b>	<b>678円</b>	<b>平成26年 10月19日</b>	鹿児島県下のすべての労働者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

#### 特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	<b>720円</b>	<b>平成27年 1月4日</b>	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、バリ取り、かえり取り、錆ばり取り、刻印又は選別の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。） ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、材料の送給又は取りそろえの業務
百貨店、総合スーパー	<b>693円</b>	<b>平成26年 12月26日</b>	「百貨店、総合スーパー」とは、衣食住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの。 次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
自動車（新車）小売業	<b>748円</b>	<b>平成26年 12月17日</b>	次に掲げる者を除く。（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます。） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。  
地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
  - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
  - ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
  - ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
  - ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

#### 《最低賃金に関するお問い合わせ先》

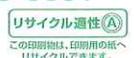
鹿児島労働局賃金室 ☎ 099-223-8278  
 鹿児島労働基準監督署 ☎ 099-214-9175  
 鹿屋労働基準監督署 ☎ 0994-43-3385

川内労働基準監督署 ☎ 0996-22-3225  
 加治木労働基準監督署 ☎ 0995-63-2035  
 名瀬労働基準監督署 ☎ 0997-52-0574

## 鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

最低賃金テレフォンサービス ☎ 099-223-8881



# 災害に学ぶ 化学物質に対するリスクアセスメント

鹿児島労働局健康安全課

## 【はじめに】

現在までに、国内で使用されたことのあるまたは現に使用されている化学物質は、主なものだけでも約6万種類を数え、需要の多様化に伴い、毎年、新たに500種類以上の化学物質が労働の現場に導入されています。

化学物質は、産業の発展や豊かな生活の実現のために大きく貢献しており、現在の社会生活には欠くことのできないものですが、反面、危険性や有害性を持つものも多く、その取り扱いによっては人の健康に影響を及ぼすことがあるため、適切な管理を行うことが必要となります。

今回は、化学物質による中毒災害の事例を紹介します。

## 【災害発生状況】

病院では、手術や検査等で採取した組織や、死亡原因を究明するため解剖して取り出した臓器を工業用ホルマリンに浸けてから検査を行っています。

この病院では、これらの工業用ホルマリンに浸けた臓器等は、検査終了後もすぐに処分せずに解剖室にある保管庫に保管していました。

災害は、保管していた臓器等がたくさんになってきたため、処分するための作業中に発生しました。

処分作業は、工業用ホルマリンに浸けられた臓器等を分別するもので、バケツにざるを敷いて工業用ホルマリンに浸けられた臓器等を流し込んで分別するものでした。

分別作業は、解剖室内において、臨床検査技師3名で行い、バケツで15個分を分別するのに約1時間半で終了しました。

作業終了後、臨床検査技師の1名が階段を昇っている途中で足が動かなくなり、検査したところ工業用ホルマリン吸引による頭痛と診断され、また、別の臨床検査技師1名も作業終了後から感じていた軽い頭痛が、日に日にひどくなったことから、病院に受診したところ、工業用ホルマリンの吸引による症状と診断されたものです。

3名の臨床検査技師は、防毒マスクを着用して作業を行っていましたが、作業途中に頭痛や息苦しさを感じていた者もいたとのことでした。

## 【災害発生原因】

病院で使用していた工業用ホルマリンは、ホルムアルデヒドの水溶液が主で、他にメタノールを含有するものであったが、分別作業時に着用していた防毒マスクの吸収缶は、ホルムアルデヒド用のものでメタノールに効果がない吸収缶を使用したため、メタノールを吸引したこと。

また、防毒マスクは、約6年前に購入されて、直後に吸収缶が取り付けられていたことから、吸収缶の除毒能力も低下していたこと。

被災者らは、作業中に頭痛や息苦しさを感じていたが、当該作業を行うことが初めてで作業の経験が無く工業用ホルマリンに対する認識が低かったこと。

また、工業用ホルマリンを取り扱う作業について、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を選任してい

なかったこと。

## 【再発防止対策】

防毒マスクの吸収缶は、取り扱う化学物質に適応した吸収缶を使用すること。今回の場合は、ホルムアルデヒドとメタノールに適応できる有機ガス用吸収缶を使用すること。

また、防毒マスクを有効な状態で保持するために責任者を決めて、適正な保守管理を行うこと。

工業用ホルマリンを取り扱う作業に従事する者に対して、安全衛生教育を実施すること。

また、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者を作業主任者として選任し、作業方法の決定及び作業指揮、保護具の使用状況の監視等を行わせること。

## 【おわりに】

今回の災害では、防毒マスクを着用して作業を行っていましたが、取り扱う化学物質（有毒ガス）に適応していない吸収缶を使用していました。吸収缶はどんなガスにも有効ということではないので、取り扱うガスの種類に適した吸収缶を選定することが大切です。

また、吸収缶の除毒能力には限度があることから、破過（透過する有毒ガス濃度が、最大透過許容限度を超えた状態を「破過」という。）時間と作業環境の濃度との関係では、使用できる時間も高濃度の場所では短くなり、低濃度の場所では長くなります。防毒マスクの使用においては、破過までの時間を確認しながら使用することも大切です。

最後に、化学物質を取り扱う事業場においては、リスクアセスメントの実施が義務付けられており、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年3月30日公示第2号）に基づき化学物質等の危険・有害要因（リスク）を特定し、それぞれのリスクを評価し、それに基づくリスク低減措置を実施する必要があります。

今回の作業では、呼吸用保護具の使用によるリスク低減措置が行われていますが、指針に基づくリスクアセスメントの実施にあたって、有害作業の廃止や有害性の低い材料への代替、局所排気装置の設置等工学的な対策によるリスク低減措置を優先して検討することが重要です。

化学物質のリスクアセスメントについては、労働安全衛生法の改正により、現行の特別規制（特化則、有機則、鉛則、四鉛則）で規制された116物質のみならず、平成28年6月までに安全データシート（SDS）交付義務のある640物質に適用拡大して義務付けられることが決まっています。

なお、SDS交付が努力義務とされている物質については、引き続きリスクアセスメントの努力義務対象となります。

平成26年度

# 「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」 ～鹿児島県から1名が受賞～

鹿児島労働局健康安全課

厚生労働省は、優れた技能と経験を有し、担当する現場又は部署において、優秀な成績を挙げた職長※133名を、平成26年度の「安全優良職長」として顕彰しました。

全国の受賞者133名のうち、九州・沖縄地区は22名で、福岡県8名、大分県4名、長崎県3名、熊本県・宮崎県各2名、佐賀県・鹿児島県・沖縄県各1名でした。

鹿児島県からは、霧島市牧園町の福地建設株式会社の「松元晴美（まつもと はるみ）」さんが受賞されました。

平成26年度の顕彰式典は、平成27年1月13日に東京で開催された「あんぜんシンポジウム」の中で執り行われましたが、松元さんは業務の都合で出席できなかったようです。

この「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の制度は、労働災害による被災者数が全国で約53万人（平成25年度）に上る中、高い安全意識を持って適切な安全指導を実践

してきた優良な職長を顕彰することにより、その職長を中心とした事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的として、平成10年度から実施され、今回で17回目となりました。

労働災害を防止するためには、事業者がその責任を果たすとともに、労働者自身も、事業者が行う安全衛生管理活動に積極的に協力していくことが必要であり、特に作業を直接指揮する職長等の安全意識を高めることが重要です。

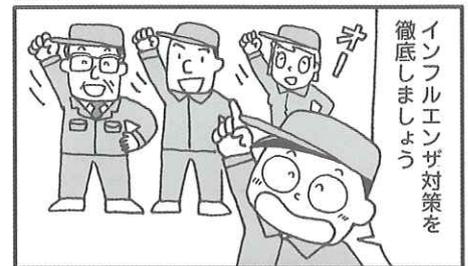
今回受賞されました松元さんに続き、次年度も多数の方が受賞されることを期待しています。

※「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持つ第一線の監督者のこと。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われます。

平成26年 業種別死傷災害発生状況（12月末）

	平成 26 年		平成 25 年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	1568	20	1582	12	-14	8
1 製造業	316	4	333	1	-17	3
1 食料品製造業	194	2	199		-5	2
4 木材・木製品製造業	20		22		-2	
9 窯業土石製品製造業	13		18		-5	
11～12 金属製品製造業	20		12		8	
13～15 機械器具製造業	24		23		1	
上記以外の製造業	45	2	59	1	-14	1
2 鉱業	4		5		-1	
3 建設業	255	6	286	5	-31	1
1 土木工事業	90	3	107	3	-17	
2 建築工事業	145	3	143	2	2	1
3 その他の建設業	20		36		-16	
4 運輸交通業	203	3	200		3	3
1 鉄道・航空機業	5		5			
2 道路旅客運送業	23	1	14		9	1
3 道路貨物運送業	175	2	180		-5	2
4 その他の運輸交通業			1		-1	
5 貨物取扱業	11	1	9		2	1
1 陸上貨物取扱業	4		1		3	
2 港湾運送業	7	1	8		-1	1
6 農林業	77	1	87	3	-10	-2
1 農業	33		39		-6	
2 林業	44	1	48	3	-4	-2
7 畜産・水産業	78	1	85	1	-7	
8 商業	234	1	208		26	1
1 卸売業	39		39			
2 小売業	172	1	146		26	1
3 理美容業			1		-1	
4 その他の商業	23		22		1	
9 金融・広告業	9		19		-10	
11 通信業	12		14		-2	
12 教育・研究業	12		13		-1	
13 保健衛生業	176		144		32	
1 医療保健業	74		50		24	
2 社会福祉施設	94		91		3	
3 その他の保健衛生業	8		3		5	
14 接客娯楽業	100	3	95	1	5	2
1 旅館業	29	1	26	1	3	
2 飲食店	49	2	44		5	2
3 その他の接客娯楽業	22		25		-3	
上記以外の事業	81		84	1	-3	-1
10 映画・演劇業			1		-1	
15 清掃・と畜業	47		38		9	
16 官公署	1		1			
17 その他の事業	33		44	1	-11	-1
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	179	2	181		-2	2
第三次産業（8～17）	624	4	577	2	47	2

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもので、死亡者を含みます。  
 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。  
 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。  
 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



平成27年度 均等・両立推進企業表彰

応募期間▶平成27年1月1日～3月31日

ポジティブ・アクションを推進している企業  
ファミリー・フレンドリーな企業  
を表彰します

厚生労働大臣  
最優良賞

両部門に優れた企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

「均等推進企業」部門

職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みを実施している企業

厚生労働大臣優良賞

都道府県労働局長優良賞

都道府県労働局長奨励賞

「ファミリー・フレンドリー企業」部門

仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を表彰しています。  
平成27年度の各賞候補を募集します。「わが社こそは」と思われる企業の皆さま、ぜひご応募ください！

# このような企業が表彰の候補です

## 均等推進企業部門

- ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ポジティブ・アクションの取り組みとして「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
- ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」または「女性を優遇」する取り組みは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとに見て女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている。

※ 「ポジティブ・アクション」とは…

男女間に見られる格差の解消を目指して、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

※ 「公表」とは…

「ポジティブ・アクション応援サイト」

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

「女性の活躍推進宣言コーナー」

<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

## ファミリー・フレンドリー企業部門

- 両立指標（平成24年2月改訂版）の点数が一定程度以上である。
- 法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- 男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- 時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- 年次有給休暇取得率がおおむね50%（大臣賞は60%）以上である。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。

※ 「両立指標」とは…

企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援策の進展度合いや不足している点を、63問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

詳しくはこちら：<http://www.ryouritsu.jp/index.html>

## 厚生労働大臣最優良賞

- 過去に「均等推進企業部門」の大臣賞または「ファミリー・フレンドリー企業部門」の大臣賞を受賞し、さらにその部門での取り組みが進んでいる。
- もう一つの部門についても積極的に取り組み、成果をあげている。

※上記以外にも部門ごとに表彰基準が定められています。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

### 応募方法

○所定の応募用紙に必要事項を記入し（平成27年1月1日現在の状況）、自己採点の上、鹿児島労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXでご応募ください。

○実施要領、表彰基準および応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

トップページ「厚生労働省からのご案内  
「政策について（組織別の政策一覧）」

雇用均等・児童家庭局

主な制度紹介「均等・両立  
推進企業表彰について」

また、鹿児島労働局雇用均等室でも配布しています。

応募の詳細については、鹿児島労働局雇用均等室（Tel 099-222-8446）までお問い合わせください。

# ヘルスサポートセンター鹿児島 完成に感謝し、感謝状を贈呈

（公社）鹿児島県労働基準協会

当協会は、平成26年12月25日鹿児島市内のホテルで、昨年10月までに完成した新社屋「ヘルスサポートセンター鹿児島」の落成祝賀会を開きました。

冒頭、当協会長の諏訪健作が、新社屋の建設に際し最新の技術と誠意をもって早期完成に尽力された功績を称え、施工関係者へ感謝状を贈呈し、(株)東条設計の東条正博会長が、無事完成に至ったことは施工者をはじめ関係者の協力のお陰と施工者等を代表して謝辞を述べられた。

## 【感謝状受賞者のお名前（順不同）】

(株)東条設計 様      (株)新生組 様      (株)新留土木 様  
(株)川井田組 様      米盛建設(株) 様



ヘルスサポートセンター鹿児島 全景



感謝状の贈呈

また、諏訪会長は、職員を前に急激な社会情勢の変化に対応すべく新社屋の建設に取り組んだ。残すはソフト面の人財が重要。健診機関として事業場、地域住民の期待に応えられるよう、たえず検査技術の向上を図り職務をしっかりと果たすようにと訓示を行った。

同センターでは、新社屋の建設にあわせ健診機器等の整備、担当スタッフの増員配置等を行い、がん検診、人間ドック等の充実を図ることができました。

センター所長の小田原努は、がんの早期発見、健診事後措置等の充実に力を入れていきたい。気軽に当センターを利用してほしいと抱負を述べた。

**健康診断・人間ドック・産業保健の相談等については、  
当センターまでご用命下さい。**

**ヘルスサポートセンター鹿児島**  
**健診等：電話099-267-6292**  
**産業保健：電話099-266-2631**

# うわさの健康情報

## シリーズ「睡眠を考える」

ヘルスサポートセンター鹿児島

### （その1）「快適な睡眠のための7箇条」

睡眠は、健康と大変関係があります。

そのため、国は「健康づくりのための睡眠指針～快適な睡眠のための7箇条～」を作っています。

#### 「快適な睡眠のための7箇条」

##### （1）快適な睡眠でいきいき健康生活

- 快適な睡眠で、疲労回復・ストレス解消・事故防止
- 睡眠に問題があると、高血圧、心臓病、脳卒中など生活習慣病のリスクが上昇
- 快適な睡眠をもたらす生活習慣
  - ～定期的な運動習慣は熟睡をもたらす
  - ～朝食は心と体のめざめに重要、夜食はごく軽く

睡眠で疲労が回復したりストレスが解消されたりするということは、どなたにも実感できることだと思います。また、睡眠不足や、寝付けない・すぐ目が覚める・朝早く目が覚めるという状態（睡眠障害といえます）では、事故にもつながりかねません。

近年、「睡眠時無呼吸症候群（Sleep Apnea Syndromeを略してSASといえます）」という病気が話題となっています。睡眠中に舌が息の通り道をふさいで大きないびきをかいてたびたび呼吸が停止する病気です。自覚症状としては、熟睡したという感じが得られなかったり、夜中に目が覚めたり、昼間に強い眠気を感じたりします。また、もっと恐ろしいことに、高血圧症や糖尿病になりやすくなったり悪化しやすくなったりしたことが報告されています。心当たりがある方は、検索エンジンで「鹿児島 SAS」で挙がってくる医療機関に相談するとよいでしょう。治療として、自分でまずできることは、肥満の方は減量すること、アルコールは控えることです。

定期的な運動習慣で熟睡できやすくなります。ただし、「急に」強い運動をしてみるとかえって寝付けなくなることもありますので、「定期的に」運動をすることが重要です。

食事については、朝食をとることが心と体を目覚めさせて元気に一日を始めるということで重要です。夜食は、できるだけ軽くとることがポイントです。空腹でも満腹でも快適な睡眠を妨げるためです。



## 講師との連絡会議及び研修会を開催しました

（公社）鹿児島県労働基準協会  
鹿児島教習所

当協会は、年間約8千人近くの受講生に対し講習を行う講師との連絡会議及び研修会を開催しておりますが、本年も受講生に対し実施する講習の充実を図るため、12月24日に鹿児島市に於いて実施しました。

連絡会議等では、吉本専務理事の開会の挨拶に続き、鹿児島労働局の上田健康安全課長より法改正の説明や鹿児島県内の死傷災害の発生状況の推移、協会に於いて実施する技能講習に関連する災害事例の紹介等がありました。

その後、教習所事務局より、平成26年度（11月迄）受講者数等の報告や、行政処分事例の紹介等の後、新たな玉掛け用具の使用方法やクレーン・酸素欠乏症・硫化水素中毒等の労働災害発生状況の説明があり、各講師は真剣な面持ちで聞いており、いくつかの意見・要望が交わされた後、研修会は盛会裏に終了しました。

今後はこの連絡会議及び研修会を踏まえ、講習会等の更なる充実を図るとともに、労働災害の防止に寄与し、関係行政機関等と連携を図り事業を進めたいと思っておりますので、会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い致します。



## 日ごろの研究事例を発表 ～第5回消化器がん検診超音波技師部会～

ヘルスサポートセンター鹿児島

鹿児島県消化器がん検診推進機構超音波技師部会主催の講習会が平成26年11月21日鹿児島市で、医療機関、健診機関から多くの技師等が参加し開催されました。

今回は、「健診及び人間ドックでチェックされた症例」をテーマとして行われ、当センターから萩原智子臨床検査技師、上笹貫真弓臨床検査技師がそれぞれ「5年間の継続健診の受診者から発見された腎がんの一例」、「精検医療機関と健診施設の両施設で経過を追っていた腎がんの一例」と題し、日頃取り組んできた研究症例を発表した。

萩原検査技師は、「少し緊張したが、同僚のアドバイスを受けながらわかりやすく発表でき、健診精度の向上のため参考になれば幸い。」と感想を語った。

また、「健診では、胃や大腸などの下部消化管を積極的に検査することがないため、自分自身としても大変参考になった」と今後の取り組みへ意欲をみせていた。

講習会では、他にも多くの症例が発表され医療機関と健診機関が情報を共有しながら、精度向上のため熱心に取り組んでいた。なお、この講習会は、年に3回研修会を行っている。

同センターでは、診療放射線技師13名、臨床検査技師18名の体制で、胃部X線検査、腹部超音波検査等の業務に従事している。

（技師数は平成26年12月現在）



発表風景

# 巡回検診車を配備 ～胃がんの早期発見に期待～

ヘルスサポートセンター鹿児島

ヘルスサポートセンター鹿児島は、かねてから導入を進めていた胃がん検診車を11月22日に同センターに配備した。

センターでは、一般健康診断のほか胃がん、子宮頸がん等のがん検診も実施しており、胃がん検診車両は、5台目の導入となった。

## きぼう10号と命名し、県内をくまなく巡回 ■■■■■

同車両は、デジタル画像装置による高い精度と処理能力を有し、胃がんの早期発見に期待が高まっている。



車両管理担当の健診事業部前副部長は、県内をくまなく巡回し職場健診のほか地域住民の健診に活用したいと抱負を語った。

### 【概要】

- 1 事業名 胃腸X線検診車1台の購入事業（胃腸集団検診X線システム）
- 2 登録年月日 平成26年11月26日
- 3 設置場所 ヘルスサポートセンター鹿児島（鹿児島市東開町4-96）
- 4 車両の仕様
  - ・名称：きぼう10号（登録番号 鹿児島 800 は 1650）
  - ・車体：車両総重量11,155kgで定員7名（いすゞ自動車製）
  - ・装置関係：デジタル式胃腸X線装置を搭載（日立メディコ）

## ～安全衛生活動に活かす本の紹介～

### 安全衛生実践シリーズ あなたの職場の安全点検

本書は、毎日の安全点検をより一層効果的に行い、さらに点検によって機械設備等について改善を図っていただくために、機械設備ごとに日常的な着眼点と具体的なチェックポイントをイラスト入りで解説したものです。

- 発行所 中央労働災害防止協会
- 定価 1,080円（税込）

#### 問い合わせ先

最寄りの労働基準協会支部へ  
※見本があります。ご覧になりたい方は  
本部（099-226-3621）までご連絡下さい。

（公社）鹿児島県労働基準協会

## 実践 KYT

### ～緊急時の連絡先

「中災防 KYT シート」より

緊急時の連絡先	
〇〇病院	TEL 〇〇〇〇〇〇
消防署	TEL 〇〇〇〇〇〇
警察署	TEL 〇〇〇〇〇〇
市役所	TEL 〇〇〇〇〇〇
監督署	TEL 〇〇〇〇〇〇



# 平成26年度 鹿児島県労働災害防止研修会

主催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
後援 厚生労働省 鹿児島労働局

誰しものが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害の防止は不可欠です。国は、労働災害防止計画を策定し、死傷者数を削減する目標を掲げていますが、鹿児島県内においては、依然として製造業、建設業、陸上貨物運送事業等で、はさまれ、巻き込まれ、墜落、転落等の労働災害が多発しています。

また、近年では、医療保健業、社会福祉施設等で動作の反動、無理な動作等による災害が増加しています。

このような状況に鑑み、当協会では、労働災害防止に向けて、労働災害の現状・課題のほか自主的安全衛生活動の促進に関する内容で研修会を開催することに致しました。

労働災害防止活動を振り返るとともに新年度に向けた取り組みの対策となれば幸いです。

経営者や企業・団体等の安全衛生担当者の皆様には是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

☆期 日 平成27年2月20日（金） 開会：13時30分 閉会：16時00分予定

【開場・受付は、12時45分からです。】

☆会 場 鹿児島県歴史資料センター「黎明館講堂」

鹿児島市城山町7-2（電話099-222-5100） ※専用駐車場有ります。

☆講演内容 講演 「最近の安全衛生行政について」（13：35～約40分間）

講師 鹿児島労働局 健康安全課 地方産業安全専門官 牧角文治氏

講演 「自主的安全衛生活動の促進」（14：25～約90分間）

～5S・ヒヤリハット・安全衛生パトロール等、マンネリ化しやすい職場自主活動を活性化するには～

講師 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター

安全管理士 甲斐俊文氏

略歴：昭和50年4月労働基準監督官に任官後、労働基準局、労働局、労働基準監督署において勤務（行政経験36年）

平成24年1月中央労働災害防止協会採用、九州安全衛生サービスセンターにおいて安全管理士として勤務

資格：職場リーダー向けリスクアセスメント実務研修修了

安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修修了

ゼロ災運動KYTトレーナー

RSTトレーナー（職長等教育講師・安全衛生責任者教育講師）

安全管理者選任時研修講師養成講座修了

社会保険労務士



☆参加費 無 料（定員200名になり次第締め切らせていただきます。）

☆申込方法 下記申込書により平成27年2月16日（月）までにFAXでお申込み下さい。

（公社）鹿児島県労働基準協会 鹿児島市新屋敷町16-16

TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622

FAX 099 (226) 3622 下記のとおり申込みます。

## 平成26年度労働災害防止研修会参加申込書

事業場名					
所在地	〒		電話番号 ( )		
			FAX番号 ( )		
参加者氏名 受付番号は協会使用	受付番号		受付番号		
	受付番号		受付番号		

※ご記入頂いた個人情報については、当協会が責任を持って管理致します。

# 「現場力強化のためのライン管理者コーチングセミナー」のご案内

事業主様

主催 中央労働災害防止協会

共催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

平素は、当協会の事業運営には何かとご支援を賜り御礼申し上げます。

いま企業では、現場で発生する問題や危険を主体的に発見し、これを小集団活動で解決する「現場力」の強化が求められています。その原動力となるのが、“ライン管理者のコーチング”です。

ライン管理者がコーチング手法を用いて、部下へ目配り・気配り・心配りして“やる気”にさせ、日々の朝礼、ミーティングを活発になるようにサポートすると、自分達で問題点を発見し解決していく「現場力」の高い職場が生まれてきます。

つきましては、「現場力強化のためのライン管理者コーチングセミナー」を平成27年2月24日～25日に鹿児島市で開催することとしていますので、貴企業からのご参加を是非お願いしたく、ご案内申し上げます。

中央労働災害防止協会では、中小規模事業場の自主的な安全衛生活動を支援するために、セミナー受講料の割引サービスを実施しており、300人未満の事業場からご参加の場合、正規料金から約40%割り引いた受講料でご受講いただけます。

なお、本セミナーについては、本紙前月号（1月号）に掲載していますのでご参照下されば幸いです。

平成27年2月1日



## 【本セミナーの問い合わせ先】

中央労働災害防止協会 教育推進部

ゼロ災推進センター 担当：浅原

Email t-asahara@jisha.or.jp

TEL 03-3452-6259 FAX 03-3453-3449

平成27年3月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分  
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2

問い合わせ・申込書取り寄せ先  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島県労働基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格	
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 3/2～3/6	2/2～2/6	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者	
	【科目免除者】 3/2～3/3	2/2～2/6	【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)	
小型移動式クレーン運転	3/9～3/11	2/9～2/13	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者	
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	3/9～3/10	2/9～2/13	【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
有機溶剤作業主任者	3/12～3/13	2/9～2/13	会員 12,824円 一般 13,824円		
玉 掛 け	3/16～3/18	2/16～2/20	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
特別教育	クレーン運転	3/2～3/3	2/2～2/6	会員 16,770円 一般 20,010円	
	ローラー運転	3/16～3/17	2/16～2/20	会員 16,820円 一般 20,060円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	3/23～3/24	2/23～2/27	会員 16,460円 一般 19,700円	
その他	安全管理者選任時研修	3/19～3/20	2/16～2/20	会員 16,632円 一般 20,952円	
	職長その他現場監督者	3/23～3/24	2/23～2/27	会員 12,744円 一般 15,984円	

〈備考〉

- 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
- 2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。